

1. 許可を要する食品関係営業施設の監視状況（食品表示）

業種名	監視指導延べ施設数	違反確認延べ施設数	違反件数の内訳	
			食品表示法 <sup>※1</sup>	その他 <sup>※2</sup>
飲食店営業	73	0	-	-
調理の機能を有する自動販売機	0	-	-	-
食肉販売業	8	0	-	-
魚介類販売業	49	1	1	0
魚介類競り売り営業	0	-	-	-
集乳業	0	-	-	-
乳処理業	4	0	-	-
特別牛乳搾取処理業	0	-	-	-
食肉処理業	3	0	-	-
食品の放射線照射業	0	-	-	-
菓子製造業	39	1	1	0
アイスクリーム類製造業	0	-	-	-
乳製品製造業	5	0	-	-
清涼飲料水製造業	4	0	-	-
食肉製品製造業	0	-	-	-
水産製品製造業	7	0	-	-
冰雪製造業	0	-	-	-
液卵製造業	0	-	-	-
食用油脂製造業	0	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	1	0	-	-
酒類製造業	0	-	-	-
豆腐製造業	0	-	-	-
納豆製造業	1	0	-	-
麺類製造業	2	0	-	-
そうざい製造業	21	0	-	-
複合型そうざい製造業	2	0	-	-
冷凍食品製造業	2	0	-	-
複合型冷凍食品製造業	0	-	-	-
漬物製造業	7	0	-	-
密封包装食品製造業	6	0	-	-
食品の小分け業	1	0	-	-
添加物製造業	0	-	-	-
<b>小 計</b>	<b>235</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>

※1 食品表示法に定められている必要な表示事項が表示されていない 等

※2 食品衛生法第20条違反、健康増進法第31条第1項違反 等

## 2. 届出を要する食品関係営業施設の監視状況（食品表示）

業種名	監視指導延べ施設数	違反確認延べ施設数	違反件数の内訳	
			食品表示法 <sup>※1</sup>	その他 <sup>※2</sup>
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	4	0	-	-
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	6	0	-	-
乳類販売業	19	0	-	-
氷雪販売業	0	-	-	-
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	0	-	-	-
弁当販売業	1	0	-	-
野菜果物販売業	1	0	-	-
米穀類販売業	1	0	-	-
通信販売・訪問販売による販売業	0	-	-	-
コンビニエンスストア	2	0	-	-
百貨店、総合スーパー	6	0	-	-
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	2	0	-	-
その他の食料・飲料販売業	12	0	-	-
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	-	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	1	0	-	-
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	0	-	-	-
農産保存食料品製造・加工業	0	-	-	-
調味料製造・加工業	0	-	-	-
糖類製造・加工業	0	-	-	-
製穀・製粉業	0	-	-	-
製茶業	1	0	-	-
海藻製造・加工業	0	-	-	-
卵選別包装業	0	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	4	0	-	-
行商	0	-	-	-
集団給食施設	2	0	-	-
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0	-	-	-
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	-	-	-
その他	0	-	-	-
<b>小 計</b>	<b>62</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

※1 食品表示法に定められている必要な表示事項が表示されていない 等

※2 食品衛生法第20条違反、健康増進法第31条第1項違反 等

3. 許可及び届出を要する食品関係営業施設の監視状況（食品衛生）

対象施設	立入りを行った施設数	生食用又は不十分な加熱での販売・提供について指導した施設数 <sup>※1</sup>	加熱が必要である旨の情報伝達について指導した施設数 <sup>※1</sup>	通知文書、手引書等の配布又はこれらを用いて指導した施設	その他 <sup>※2</sup>
大量調理施設等 (弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等)	55			24	
鶏肉を飲食店営業者に販売する施設 (食肉処理業者、卸売業者等)	3		0		
食肉を取り扱う施設 (消費者に直接販売・提供する施設)	203	2			
野生鳥獣肉（ジビエ）の取扱施設	3				3
<b>小 計</b>	<b>264</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>24</b>	<b>3</b>

※1 情報提供のみの施設は計上しません

※2 使用する野生鳥獣肉について仕入れ先の確認・記録の作成・保存が適切に実施されなかったとして指導、など。

## 4. 食品の収去検査（食品表示）

食品区分	国産品	輸入品	違反件数
魚介類	0	0	-
魚介類加工品	0	0	-
食肉	0	0	-
食肉製品及び食肉加工品	6	0	0
卵及びその加工品	0	0	-
乳	0	0	-
乳製品及び乳類加工品	0	0	-
アイスクリーム類・氷菓	0	0	-
穀物	0	0	-
めん類	0	0	-
もち	0	0	-
菓子類	14	10	0
（上記以外の）穀類加工品	0	0	-
生鮮野菜及び果物	8	2	0
野菜果物乾燥品及び加工品	0	0	-
豆腐及びその加工品	0	0	-
漬物	6	0	0
（上記以外の）野菜・果物の加工品	6	0	0
そうざい及びその半製品	0	0	-
弁当	0	0	-
冷凍食品	0	0	-
かん詰又はびん詰食品	1	0	0
清涼飲料水	0	0	-
酒精飲料	0	0	-
氷雪	0	0	-
水	0	0	-
調味料	0	0	-
その他の食品	0	0	-
添加物及びその製剤	0	0	-
<b>小 計</b>	<b>41</b>	<b>12</b>	<b>0</b>